

雲仙市災害時要援護者避難支援計画

安心のネットワーク

事前の備え

早めの避難行動



平成20年3月



長崎県雲仙市

目 次

第1章	計画の策定について	1
第1	計画策定の趣旨	1
第2	対象となる災害時要援護者	2
第2章	基本的事項について	3
第1	要支援対象者の把握	3
(1)	要支援対象者について	
(2)	要支援対象者の情報	
(3)	要支援対象者情報の収集方法	
(4)	要支援対象者情報の共有と適正管理	
(5)	要支援対象者情報の更新	
第2	情報伝達体制	6
(1)	情報伝達手段の確保	
(2)	要支援対象者からの連絡・通報	
(3)	情報伝達体制の整備	
(4)	避難行動等の発令基準	
第3	要支援対象者への支援体制の整備	8
(1)	基本的考え方	
(2)	市における支援体制	
(3)	地域における支援体制	
(4)	関係団体の支援協力関係の構築	
第4	避難所における支援等	10
(1)	避難所の整備	
(2)	避難施設における備蓄備品	
(3)	福祉避難所及び民間福祉施設の避難所等の指定	
第5	その他	12
(1)	地域防災力の強化	
(2)	避難支援計画への理解促進	
第3章	避難支援計画	13
第1	避難支援計画	13
(1)	構成	
(2)	避難支援計画の全体的考え方	
(3)	支援に係る自助、共助、公助の役割分担	
(4)	個別支援計画	
(5)	ハザードマップ等の作成	

第4章	災害に備えた事前対策	17
第1	災害発生前の事前行動	17
第2	情報伝達	17
第3	避難施設の開設等	18
(1)	避難所の開設	
(2)	避難所における状況把握	
第5章	災害発生時の対応	19
第1	情報伝達	19
第2	避難誘導、安否確認等	19
(1)	地域における要支援対象者に対する避難誘導と安否確認	
(2)	市における要支援対象者に対する避難誘導と安否確認	
第3	避難施設等における支援	20
(1)	避難所の運営	
(2)	物資の提供	
(3)	情報提供	
(4)	医療救護班等による巡回と医療機関等への移送	
(5)	避難所以外での要支援対象者に対する支援	
 (資料)		
別表1	情報伝達網	21
別表2	要支援対象者等の区分別の留意点等について	22

第1章 計画の策定について

第1 計画策定の趣旨

平成16年7月の梅雨前線豪雨等、全国で発生した大規模な災害で多くの高齢者等が犠牲になったことから、国においては、高齢者等の災害時要援護者に対する避難支援対策が防災対策上の緊急の課題として認識され、平成17年3月「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定、平成18年3月に改訂された。

市町村においては、このガイドラインに沿って防災関係部局と福祉関係部局が連携し、災害時要援護者の災害時等における避難支援対策を策定することが求められているところである。

本市における65歳以上の高齢者数は、平成19年9月1日現在で13,776人、高齢化率は27.3%であり、全国21.0%、長崎県24.2%と比較し高い状況にある。更に障がい者等を加えた総数は、15,175人(表1)と、総人口の30.1%を占めている状況にある。

このようなことから、雲仙市地域防災計画を基本とし、災害時における高齢者等の安心・安全の確保を図るため、災害時要援護者の状況を把握し、避難支援体制等を具体化した、「雲仙市災害時要援護者避難支援計画(以下「避難支援計画」という。)」を策定した。

(表1)

(単位：人)

地区名	人口 (A)	65歳以上人口			身体障がい者等 (C)	災害時 要援護者総数 (D) =(B)+(C)	割合 D/A
		(B)	夫婦 2人	独居			
国見	11,444	3,074	524	435	293	3,367	29.4%
瑞穂	5,786	1,558	214	245	178	1,736	30.0%
吾妻	7,425	2,074	396	271	208	2,282	30.7%
愛野	5,196	1,052	224	193	105	1,157	22.3%
千々石	5,571	1,551	292	221	156	1,707	30.6%
小浜	10,448	3,177	728	742	323	3,500	33.5%
南串山	4,574	1,290	212	146	136	1,426	31.2%
市計	50,444	13,776	2,590	2,253	1,399	15,175	30.1%

注) ・数値は平成19年9月1日現在の住基データ。

・割合は人口(A)に占める災害時要援護者総数(D)の割合。

・身体障がい者等は、65歳未満の身体障がい者、精神障がい者、療育手帳所持者、介護認定者(介護度3以上)数。

第2 対象となる災害時要援護者

国土庁の平成3年版防災白書によると、「災害弱者」（「災害時要援護者」と同意語）について、

自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない人、または困難な人

自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない人、または困難な人

危険を知らせる情報を受け取ることができない人、または困難な人

危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない人、または困難な人

と定義している。

このことから、本避難支援計画で対象とする「災害時要援護者」は、次のとおりとし、当面は1から6に掲げる人を支援対象とする。（以下「支援対象者」という。）

なお、支援体制等の整備に応じて順次支援対象者を拡大していくものとする。

高齢者

身体障がい者

知的障がい者

精神障がい者

自閉症の発達障がい者

難病患者

乳幼児・妊産婦

外国人

その他上記に準ずる者

第2章 基本的事項について

第1 要支援対象者の把握

(1) 要支援対象者について

支援対象者のうちでも、自力で避難できる人、家族と同居されている人、福祉施設等に入所している人など、避難支援における市や地域の一次的重要度が低いと思われる人も相当含まれている。このため支援対象者を、次に掲げる人のうち第三者の支援がなければ避難できない在宅の人（以下「要支援対象者」という。）とする。また、雲仙市地域ささえ愛マップ（災害福祉マップ）等の活用により、被災リスクの高い要支援対象者を重点的、優先的に支援するものとする。

ひとり暮らしの高齢者
昼間ひとり暮らしの高齢者
高齢者のみの世帯
寝たきりの人
障がいのある人・児童

(2) 要支援対象者の情報

要支援対象者の避難誘導及び避難支援を確実に安全に行うため、平常時から所在や状況など、次のことについて把握しておくものとする。（以下「要支援対象者情報」という。）

要支援対象者情報は、要支援対象者台帳により管理する。

一般的事項	関連事項
住所	通常おられる部屋及び寝室の位置
氏名	
緊急時連絡先	
身体の状態	
その他避難支援に必要な事項	
避難支援者	

(3) 要支援対象者情報の収集方法

要支援対象者情報は、地域の相談者である民生委員・児童委員等へ協力を依頼し、対象者と思われる人を個別に訪問し収集することとする。

また、調査漏れがないよう自治会と協力、連携して行うものとする。

(4) 要支援対象者情報の共有と適正管理

○情報の共有

災害時に的確な支援や安否確認を行うため、収集した要支援対象者情報を、防災関係機関等と共有しておくものとする。

また、要支援対象者の生命、身体又は財産の安全を確保すること、及び災害発生時における支援や安否確認、更に避難所での支援等に活用するため、個人情報保護の観点から、情報の開示にあつては、本人や家族の同意を得ることを基本としながら、要支援対象者情報を地域（自治会等）に開示しておくものとする。

ただし、雲仙市個人情報保護条例第7条第1項第4号の規定に基づき公開することが必要と判断される場合は、この限りではない。

< 参考 >

雲仙市個人情報保護条例(抄)

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために個人情報を当該実施機関の内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一の実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、国若しくは他の地方公共団体に提供する場合であつて、当該目的外利用又は外部提供が所掌事務の遂行に必要なものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

○情報の管理

要支援対象者情報の管理主管部局及び共有する機関、団体（以下「情報等共有機関」という。）について、次のとおり定める。

なお、守秘義務のない他の機関、団体にあつては情報提供の際、契約、誓約書の提出等を活用し、要支援対象者情報の漏洩防止に努め、適正に管理するとともに、取扱いについて十分注意するものとする。

- ・管理主管部局 市民福祉部福祉課
- ・共有機関等
 - ・市民生活部市民課、各総合支所
 - ・雲仙市消防団
 - ・自治会長（自主防災組織）
 - ・民生委員児童委員
 - ・小浜消防署
 - ・島原消防署
 - ・雲仙警察署
 - ・社会福祉協議会

（５）要支援対象者情報の更新

災害時に避難支援等を迅速かつ確実に行うため、要支援対象者情報は常に新しいものとしておく必要がある。

第2 情報伝達体制

(1) 情報伝達手段の確保

情報伝達体制の整備について、災害発生時には、電話などの通信手段の寸断等で、正確な情報が伝わりにくくなったり、必要な伝達が遅れることが予想されるため、平常時において様々な情報伝達手段を確保しておく必要がある。

< 情報伝達方法 >

要支援対象者	情報伝達手段	
	広域用	個人用
ひとり暮らしの高齢者	・防災行政無線（屋外拡声） ・インターネット・携帯電話（雲仙市情報ネットワーク） ・広報車 など	・防災行政無線（個別受信機） ・インターネット・携帯電話（雲仙市情報ネットワーク） ・FAX ・地域ル-伝達 ・NTT 災害用伝言ダイヤル「171」など
昼間ひとり暮らしの高齢者		
高齢者のみの世帯		
寝たきりの者		
障がいのある人・児童		

地域ル-伝達：音声による情報を入手できない人や通信手段の寸断などのため、情報が要支援対象者に伝わらなくなるのを防ぐため、隣近所や民生委員児童委員、地域支援班（後述：P9 中段参照）など地域内のル-により、確実に情報を伝える方法。

(2) 要支援対象者からの連絡・通報

要支援対象者からの通常時または緊急時の連絡・通報手段として、次のものを確保するものとする。

緊急通報システム

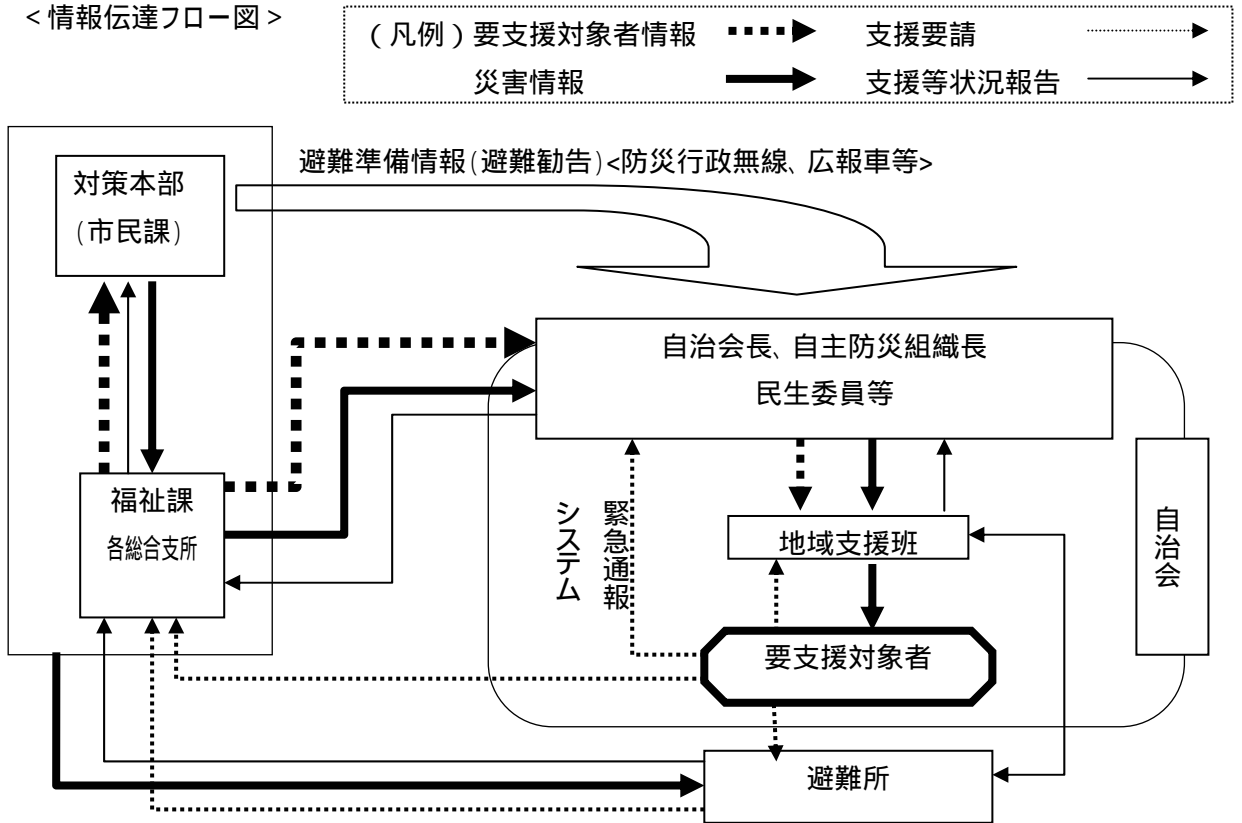
倒壊した家屋に閉じ込められた場合や支援等を必要とする場合に、自分の居場所を伝えるための緊急ホイッスル

(3) 情報伝達体制の整備

災害発生前及び災害発生時において、発令された情報を正確かつ迅速に伝達するため、自主防災組織や地域支援班などに情報伝達責任者を置くこととする。

ただし、一部の構成員に過度の負担とならないことや、不在時を想定した複数ルートの設定など配慮することとする。

< 情報伝達フロー図 >



(4) 避難行動等の発令基準

雲仙市地域ささえ愛マップ等による、危険な地域に居住する要支援対象者等へ発令する避難準備等発令の具体的基準として、次のとおり定める。

なお、想定外の事態も発生する可能性があることから、過去の災害等勘案し早目に避難行動を開始する必要がある。

< 避難行動発令基準 >

長崎県「災害時要援護者避難支援マニュアル策定指針」より

発令	発令時の状況	住民に求める行動
災害警戒 情報 (避難準備)	<ul style="list-style-type: none"> 要支援対象者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援対象者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難を開始。(避難支援者は避難支援を開始。) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出し品の用意等、避難準備を開始。
自主避難 情報 (避難勧告)	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難を開始。
勧告又は 指示 (避難指示)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断される状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で、避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了。 未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を行う。

< 現地確認による避難情報 >

各総合支所防災担当部局は、各地域等の現地確認情報に基づき、本庁防災担当部局に連絡、確認のうえ避難行動等発令することができる。

第3 要支援対象者への支援体制の整備

(1) 基本的考え方

災害発生時において、要支援対象者の安全を確保するためには、要支援対象者のそれぞれの状況(たとえば高齢者等の身体状況など)に応じた的確な支援が必要となる。

このため、要支援対象者の状況把握や地域住民相互による支援体制づくりなどを進めていくこととし、市、自治会、自主防災組織及び福祉関係団体等により、次に掲げる支援体制を整備することとする。

(2) 市における支援体制

(福祉関係部局を中心とした)要支援対象者支援班の設置

災害発生時、現地安否確認情報等により確認の取れていない要支援対象者の避難支援指導及び指示。

要支援対象者ニーズ等避難所からの要請への対応。

避難所等援護支援班

要支援対象者用窓口の設置により相談に対応。また確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

要支援対象者名簿による安否確認を行い、未確認の要支援対象者について、要支援対象者支援班への連絡を行う。

(3) 地域における支援体制

地域での自主防災組織等の組織化

災害時における応急活動が、最大限の効果をあげるためには、地区住民の防災組織である自主防災組織等(以下「自主防災組織」という。)に求められる役割は非常に大きなものがある。

特に、避難準備情報に基づく要支援対象者の避難や災害発生初期においては、市による応急救助活動が行われるまでに一定の時間を要することが想定されるため、地域住民が相互に協力して情報の伝達、要支援対象者の避難誘導、救出等にあたっていただかなければならない。

このため、市としては、自主防災組織の結成されていない地区にあっては、組織結成に向けて積極的に推進するものとする。

地域支援班の整備

地域での要支援対象者避難支援のため、自主防災組織の中に地域支援班を整備する。地域支援班は、避難準備(気象警戒)情報発令時、あらかじめ担当となっている要支援対象者の状況を確認し、必要に応じ避難支援を行う。また、要支援対象者からの要請に応じ避難支援を行い、災害発生前の未然防止支援に努める。なお、平常時より担当する要支援対象者とコミュニケーションをとるよう心がけるものとする。

(構成等)

支援班員は、地域内の(班を単位とする)住民により登録制とする。構成員は、3名以上とし班長、通信員、班員で構成し、要支援対象者の担当割当を行う。

(4) 関係団体の支援協力関係の構築

災害時には、福祉・医療関係者等は、要支援対象者の支援に協力していただくこととなる。このため、相互の連携に努めるとともに、地域内のよりきめ細かな情報を得て支援ができるよう、普段から地域とのつながりを深めることに

も努めなければならない。

< 福祉・医療関係者等 >

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、身体・知的障害者相談員、高齢者福祉指導員、高齢福祉推進員、福祉協力員、生活支援員、ホームヘルパー、精神保健福祉士、老人クラブ、母子保健推進員、福祉ボランティア団体、難病ケアコーディネーター、在宅介護支援センター、ケアネット関係者など

第4 避難所における支援等

災害時には、あらかじめ指定された避難所に多くの被災者が避難し共同で生活することとなるため、要支援対象者に配慮した避難施設となるよう整備に努める。

また、共同で生活することによる生活環境等の変化に対し、過度のストレスを感じたり、生活そのものが困難な状況におかれる場合があるため、避難所運営について十分配慮するものとする。

(1) 避難所の整備

避難所を指定するときは、できる限りバリアフリー化された施設を選定し、バリアフリー化されていない施設が指定されている場合は、障害者用トイレの設置やスロープなどの段差解消のための設備を設置するなど、バリアフリー化に努める。

(2) 避難施設における備蓄備品

避難施設における備蓄備品の整備等にあつては、雲仙市地域防災計画の定めるところによるものとする。

(3) 福祉避難所及び民間福祉施設の避難所等の指定

要支援対象者が、避難所生活を余儀なくされた場合、一般の避難所での生活が困難なことから、必要な支援が受けられ、安心して生活ができるよう、次の公共施設を福祉避難所として指定する。

< 福祉避難所 >

地区	施設名	地区	施設名
国見	総合福祉センター	千々石	老人福祉センター
瑞穂	瑞穂町公民館	小浜	老人福祉センター
吾妻	ふるさと会館（和室）	南串山	保健福祉センター
愛野	保健福祉センター		

また、要支援対象者のニーズに対応する避難施設として、市内の民間社会福祉

施設を使用できるよう福祉関係サービス提供者等に協力をお願いすることとする。

<参考> 福祉避難所

「福祉避難所」とは、高齢者や障がいのある人など一般の避難所での共同生活が困難な人が、安心して避難生活ができるよう開設される避難所をいう。

災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の要援護者に1人の生活相談職員(要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で、専門的な知識を有するもの)等の配置、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストマ用装具等の消費機材について、国庫補助を受けることができる。

第5 その他

(1) 地域防災力の強化

市や消防団、自治会（自主防災組織）等は、防災だけではなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種コミュニティ活動を通じて、人と人のつながりを深めるとともに、要支援対象者が自ら地域にとけ込んでいける環境づくりに努める。

市は、要支援対象者の避難支援に強い組織づくりに取り組み、防災訓練等を通じ自治会（自主防災組織）等との情報伝達、避難支援等について連携を高める。

(2) 避難支援計画への理解促進

避難支援計画の策定や要支援対象者情報の収集・共有について理解を深めるため、地域住民及び社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉サービス提供者等の福祉関係者に対し説明会等を開催する。

また、他の団体等が実施、または提供する先進的な取組事例などの積極的な収集・把握に努め、本市における支援活動等に有効な事例として地域住民に紹介するとともに本避難支援計画に盛り込んでいくものとする。

第3章 避難支援計画

第1 避難支援計画

(1) 構成

避難支援計画は、要支援対象者の考え方や支援等に係る基本的考え方を記述した「全体的考え方」と、要支援対象者一人ひとりの特性に応じた支援を行うための「個別支援計画」(要支援対象者台帳に記載)で構成する。

(2) 避難支援計画の全体的考え方

大規模災害における人命救助については、公助によるものだけではなく、近隣住民の共助による支援により、多くの人々が助けられている。

このことから災害発生時に、行動等に制約のある要支援対象者の避難誘導を迅速に行うためには、近隣住民の積極的な協力が不可欠である。

このため要支援対象者の避難は、自分の責任で、自分自身が行うこと(同居する家族を含む)【自助】、自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと【共助】を基本とする。

なお、要支援対象者の考え方は、第2章「第1 要支援対象者の把握」に記載のとおりとする。

(3) 支援に係る自助、共助、公助の役割分担

<本人等(自助)>

項目	役割
平常時	<ul style="list-style-type: none">・ 防災訓練等に参加すること。・ 地域内でのコミュニケーションに努めること。
災害発生前・後	<ul style="list-style-type: none">・ 避難準備情報の発令があり危険が及ぶと思われたときは、災害の未然防止のため、出来る限り自分自身が避難等行うよう努めること。

< 地域（共助） >

項 目	役 割
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・（担当する）要支援対象者の見回りやコミュニケーションに努める。 ・要支援対象者の支援のための、地域内外での情報交換に努める。
災害発生前・後	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備発令時、要支援対象者の状況を把握し、必要に応じ避難支援を行う。また、要支援対象者からの要請に応じ避難支援を行い、災害発生前の未然防止に努める。 ・災害発生時は、「2次災害の恐れがないか」など現場状況等に細心の注意を払い、未確認の要支援対象者の救出支援を行う。
情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報や避難状況を、情報伝達体制をもとに伝達する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援計画の策定のための協力 ・防災訓練への参加

< 市（公助） >

項 目	役 割
要支援対象者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援対象者情報の把握 ・要支援対象者情報の整理（データ更新等）、名簿、台帳作成
支援体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での自主防災組織等の組織化について協力・支援 ・民間社会福祉施設の避難所指定の協定推進
情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備 ・避難勧告 ・避難所開設
避難所での活動	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信、避難所開設、避難誘導、安否確認、避難状況の把握、避難所の要援護班との連携
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援計画の策定 ・避難支援計画の住民説明会 ・防災訓練等の計画・実施、広報 ・要支援対象者避難支援連絡会議（仮称）の開催 ・避難所の改善・整備

関係機関及び団体

区 分	役 割
自治会 消防署、消防団 社会福祉協議会	<p>< 共通認識について ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援対象者に関する情報収集・管理・更新方法、情報共有化について ・ 要支援対象者の個人情報に関する漏洩防止対策について ・ 避難所と避難圏域の確認、福祉避難所の取扱いについて ・ 災害発生後における各関係機関等の行動計画と役割分担について ・ 災害発生後における安否情報、避難誘導の経過や結果等の情報の集約方法
婦人会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所と避難圏域の確認、福祉避難所の取扱いについて ・ 災害発生後における各関係機関等の行動計画と役割分担について ・ 災害発生後における安否情報、避難誘導の経過や結果等の情報の集約方法
老人クラブ	
ボランティア団体	
その他の団体	

上記の項目について関係機関がそれぞれ体制整備を行う。

(4) 個別支援計画

計画策定

要支援対象者の特性は、様々であるため、個別の支援計画を策定する。

個別支援計画は、平常時から要支援対象者と接している社会福祉協議会、民生委員児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者等との連携を図り、適切な支援計画となるよう努める。

別表2 要支援対象者等の区分別の留意点等について…参照

計画書の共有

個別支援計画は、災害発生時等において要支援対象者を迅速かつ安全に避難支援を行うため、平常時から市防災担当部局、消防関係者、更に地域(自治会、自主防災組織)等関係機関において共有しておく必要がある。

(5) ハザードマップ等の作成

自分たちが暮らしている地域がどのような災害リスクをもっているのかを、住民一人ひとりが認識しておくことは、災害による被害を軽減するため重要なことである。

このため地域の危険箇所についての情報をわかりやすく住民に提供するため、市は、ハザードマップを地域(7町)別に作成し、全世帯に配付するものとする。

更にハザードマップに要支援対象者等を表示した防災福祉マップ(雲仙市地域ささえ愛マップ)を作成し、情報等共有機関へ配布する。

なお、雲仙市地域ささえ愛マップを情報等共有機関で活用することにより、次のような効果が期待できる。

避難を優先すべき要支援対象者の特定

危険地域に近い要支援対象者を特定することができ、避難支援活動を優先させ適切な避難支援ができる。

一時的な避難場所の確保

危険地域ではない地域の、指定避難所以外の施設や自治公民館などを一時的な避難場所とすることが可能で、避難行動時間の短縮や避難支援者の負担軽減を図ることができる。

第4章 災害に備えた事前対策

第1 災害発生前の事前行動

要支援対象者の生命財産を守り、安心安全を確保するため、災害発生の恐れがある場合、災害発生前に避難行動を起こすことは極めて重要である。とりわけ、要支援対象者にとっては、自助による行動が極めて困難な状況にあることから、災害が発生してからでの対応は、手遅れとなる可能性が高いことが想定される。

このようなことから、気象情報等による事前確認に努め、危険な地域に居住する要支援対象者に対し、地域支援班等により、連絡、確認を行い、避難行動を積極的に起こさなければならない。

しかし、これまで大規模災害が発生してないことや災害経験の風化などから、避難行動を鈍らせているのが現状である。

そのため市として、事前行動の必要性を市民へ啓発し認識向上に努めるとともに、次に掲げる手段により要支援対象者の安心・安全の向上を目指すこととする。

< 事前行動について >

地域支援班は、避難準備情報が発令されたときは、担当する要支援対象者のうち、雲仙市地域ささえ愛マップに示す危険な地域に居住する要支援対象者を優先し、状況等の確認を行い、必要に応じ避難支援を行う。

地域支援班は、避難準備情報等の発令に伴い、要支援対象者から支援要請を受けたときは、速やかに避難支援を行う。

地域支援班は、比較的安全と思われる地域であっても、過去の災害発生状況等を勘案し、避難を促す。

第2 情報伝達

風水害等による場合は、気象庁が発表する情報を防災行政無線、雲仙市情報ネットワークにより広域的に発する。

災害発生の恐れが高まったときは、防災行政無線等のほか、次に掲げる伝達手段によって、自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援班等に連絡するとともに、地域支援班などにより災害時要援護者の状況確認、避難支援を実施するものとする。

< 情報伝達手段 >

防災行政無線

雲仙市情報ネットワーク

地域リレー伝達

<情報伝達ルート>
別表1のとおり

第3 避難施設の開設等

(1) 避難所の開設

気象警報や市が発令する避難準備が発令された時は、災害発生前の自主避難、避難支援行動に伴い、市は避難所を開設する。

(2) 避難所における状況把握

要支援対象者が避難所に避難した場合、防災担当部局等は避難された施設名や避難状況等を把握する。

要支援対象者状況の把握後においては、市福祉課職員において要支援対象者のニーズの把握等により必要な支援を行う。

第5章 災害発生時の対応

第1 情報伝達

市は、災害が発生した場合は、あらゆる手段を活用し当該地域住民に知らせるとともに、周辺地域にも必要に応じ危険を知らせ、迅速な避難等の対応ができるよう情報を伝達し被害拡大の防止に努める。

また、避難所へも災害情報、安否確認情報など適宜、適切な情報を伝達する。

第2 避難誘導、安否確認等

(1) 地域における要支援対象者に対する避難誘導と安否確認

災害発生後の要支援対象者の救助や避難誘導は、近隣住人の共助により多くの人が助けられている例から、地域における積極的な協力が重要であり、地域の協力する事項として、次のとおり掲げる。

自治会長は、要支援対象者台帳などに基づき、避難所等に避難してきた要支援対象者の避難状況を把握し、家屋倒壊等により取り残された要支援対象者がいないか情報の収集に努めること。

地域における支援活動、救助活動は、自治会、自主防災組織で組織された支援体制により現場情報を入手し、要支援対象者の安否確認や避難誘導等を可能な限り行い、避難救助等を行ったときは、自治会長に、速やかに報告すること。

自治会長等は、救助や避難所への避難などの状況を、防災担当部局（災害対策本部）へ迅速に連絡すること。

(2) 市における要支援対象者に対する避難誘導と安否確認

市（市民福祉部福祉課）は、防災担当部局からの情報を基に、要支援対象者の安否や避難状況を把握し要支援対象者名簿により整理し、要支援対象者の親族など緊急連絡先からの確認に備える。

市は、災害が発生した場合、関係機関の現地情報及び自治会長等の情報などあらゆる情報により、現地に取り残されている要支援対象者の救出に、地域住民とともに全力を尽くす。

第3 避難施設等における支援

避難所では、多くの人々が共同で生活することになり、生活環境が急激に変化するため、過度のストレスを感じたり生活そのものが困難な状況におかれる場合がある。

このため、避難所運営においては、要支援対象者に対して十分に配慮しなければならない。

(1) 避難所の運営

要支援対象者には、その状況に応じて様々なニーズがあることから、相談窓口の設置や、巡回相談などを実施し、個別ニーズの把握に努める。

(2) 物資の提供

食料や生活用品等の生活物資の配付にあたっては、まず、要支援対象者を優先して配付するよう努める。

(3) 情報提供

災害発生直後は、情報が不足しがちとなったり、必要以上に不安感を抱くことになるため、テレビやラジオなど報道機関による情報や市からの情報など、的確な情報提供に努める。

情報提供の方法としては、高齢者、障がい者等に配慮し、ビラや広報誌の配付、音声、紙による掲示など多面的な情報提供を行うこととする。

(4) 医療救護班等による巡回と医療機関等への移送

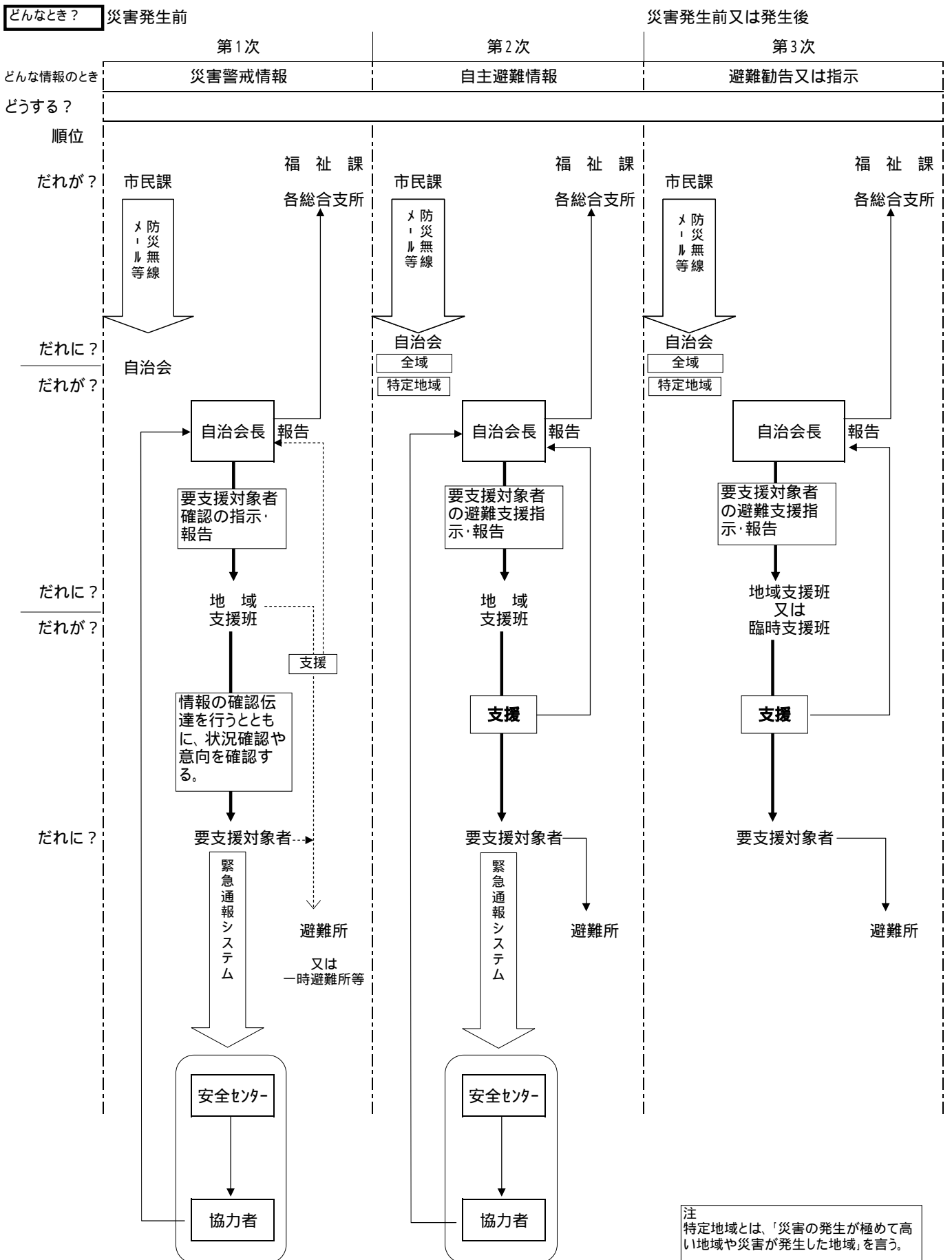
災害時の医療救護活動は、雲仙市地域防災計画の定めるところにより実施する。

避難所においては、避難所等救護支援班を設置するとともに、障がいの重度化や合併症の予防の観点から、救護班等が適宜巡回し、健康状態の確認や健康面の相談を行い、必要に応じ医療機関等への移送を行う。

(5) 避難所以外での要支援対象者に対する支援

被災した要支援対象者の中には、避難所のスペースや他人との共同生活に抵抗があるなどの理由から、自宅近隣の別の場所や自家用車内などで避難生活をしている場合が想定される。このような状況にある要支援対象者は、所在等の現状を把握したうえで、巡回医療相談やメンタルヘルス相談などの支援を行う。

情報伝達の流れ



要支援対象者等の区分別の留意点等について

区 分	特 性	事 前 対 策	避難誘導における留意点	避難生活における留意点
高齢者	<p>【ひとり暮らし】</p> <p>体力が衰え、行動機能が低下しているが、自力で行動できる。</p> <p>【寝たきり】</p> <p>自力で行動できない。</p> <p>自分の状況を伝えることが困難。</p> <p>【認知症】</p> <p>自力で危険を判断し、行動することが困難。</p> <p>自分の状況を伝えることが困難。</p>	<p>寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所にする。</p> <p>万一の際の支援を、隣近所に依頼しておく。</p> <p>避難に備え、幅広いひも、車いす、担架、毛布などを用意しておく。</p> <p>非常用持出袋(紙おむつ、携帯トイレ、ビニールシート、幅の広いひも、常備薬リスト等)を用意しておく。</p> <p>日頃から、入れ歯や老眼鏡などは身の回りにおく習慣をつける。</p>	<p>車いすやストレッチャー等の移動用具と援助者の確保。</p> <p>移動用具がない場合、幅広いひもや毛布で作った応急担架で移動させる。</p> <p>援助者が一人の場合、シーツや毛布の両端を結んだものにくるんで乗せたまま引っ張って移動させる。</p> <p>日頃から服用している薬を携帯するようにする。</p>	<p>トイレに近い場所を確保し、居室の温度調節を行なう。</p> <p>移動が困難な人に対して、杖や車いすを貸与する。</p> <p>必要に応じ、ホームヘルパー等の派遣を要請する。</p> <p>認知症高齢者の徘徊症状については、周囲の理解を求める。</p>

区 分	特 性	事 前 対 策	避難誘導における留意点	避難生活における留意点
身体障がい者	<p>【視覚障がい者】</p> <p>視覚による状況の把握が困難。</p> <p>災害時には周囲の状況が一変するため単独での素早い避難行動が困難。</p>	<p>非常用持出袋等の配置を常に一定にしておく。</p> <p>避難通路（コース）の安全を確認しておく。</p> <p>眼鏡、白杖（折りたたみ式等）、時計（音声、触知式等）緊急時の連絡先（点字メモ）、メモ用録音機、携帯ラジオ、常備薬等を非常用持出袋に準備しておく。</p> <p>介助者不在時を想定し、隣近所などに支援を依頼しておく。</p> <p>万一の際の支援を、隣近所に依頼しておく。</p>	<p>杖を持たない側の手で支援者の肘のうえをつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。</p> <p>段差があるところでは、段の手前で立ち止まり、上がりか下りかを伝え、段が終わるときは、立ち止まり段の終わりを伝える。</p> <p>位置や方向を説明するときは、その方向を向かせて前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝え、離れている際には、その場から先の状況について説明する。</p>	<p>できるだけ出入口に近い場所を確保する。</p> <p>情報提供等は、拡声器を使って音声情報として繰り返し流したり、拡大文字や点字を使用するように努める。</p> <p>白杖等の補装具や日常生活用具の破損や紛失は早急な修理、支給に努める。</p> <p>屋外の仮設トイレは、移動方法を考慮した場所に設置する。</p>

区 分	特 性	事 前 対 策	避難誘導における留意点	避難生活における留意点
<p>身体障がい者</p>	<p>【聴覚障がい者】</p> <p>外見では障がいの把握ができない。</p> <p>音声による避難誘導の指示が認識できない。</p> <p>視界外の危険の察知が困難であり、素早い行動が難しい。</p> <p>聴覚障がいの中には、文字の読み書きが難しい場合がある。</p>	<p>補聴器、携帯電話等文字情報が得られる携帯端末（振動モード）は、常に手元に置いておく。</p> <p>FAX 緊急通報が受けられる場合には、FAX を設置しておく。</p> <p>介助者不在の場合、特に夜間の睡眠中の情報伝達をどうするのかについて、家族や隣近所とあらかじめ決めておく。</p> <p>予備の補聴器や携帯用会話補助装置、バッテリー・電池、筆談用具等を非常用持出袋の中など、すぐに持ち出せる場所に置いておく。</p> <p>災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておく。</p>	<p>手話や筆談で伝えることが多いが、伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いる。</p> <p>伝えるだけでなく、理解できたか確認することも大切。</p>	<p>情報提供等は、広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送付きテレビ等を活用し、音声による場合は、手話通話者及び要約筆記者の配置に努める。</p> <p>〔漢字にはルビをふる。〕</p> <p>補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失は、早急な修理、支給に努める。</p>

区 分	特 性	事 前 対 策	避難誘導における留意点	避難生活における留意点
身体障がい者	<p>【視覚・聴覚重複障がい者(盲ろう者)】</p> <p>見えない、聞こえない重複障がい者(一般に「盲ろう者」という。)で、視覚障がいと聴覚障がいの生じた順で、コミュニケーション手段も違って来る。</p> <p>視覚障がい 聴覚障がい ...音声による発言は可能。 点字によるコミュニケーションが中心。</p> <p>聴覚障がい 視覚障がい ...触覚手話によるコミュニケーションが中心。</p>	<p>非常用持出袋等の配置を常に一定にしておく。</p> <p>避難通路(コース)の安全を確認しておく。</p> <p>眼鏡、白杖(折りたたみ式等)、時計(触知式等)、緊急時の連絡先(点字メモ)、携帯用点字器、常備薬等を非常用持出袋に準備しておく。</p> <p>普段から介助者への連絡法を確認しておくとともに、介助者不在を想定し、万一の際の支援を隣近所などに依頼しておく。</p> <p>緊急時に利用できる緊急連絡先や住所、電話番号等記入した「緊急カード」を常備しておく。</p>	<p>周囲の状況が全く把握できない人がほとんどであるので、乱暴に引っ張ったり、押したりしない。</p> <p>コミュニケーション方法は、障がいの生じた順で違って来るので確認が必要。音声発語が可能な場合は、掌書きで伝わる場合もある。</p> <p>発語が不明瞭な場合は、触覚手話や掌書きでも伝わることが多いが、伝わらない場合は、両手を軽く握って身振りなどで伝える。</p> <p>杖を持たない側の手で支援者の肘のうえをつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。</p> <p>段差があるところでは、段の手前で立ち止まり、上がりか下りかを伝え、段が終わるときは、立ち止まり段の終わりを伝える。</p> <p>位置や方向を説明するときは、その方向を向かわせて前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝え、離れる際には、その場から先の状況について説明する。</p>	<p>できるだけ出入口に近い場所を確保する。(ただし、大勢の中ではかえって危険が伴う場合もあるので注意が必要。)</p> <p>情報提供等は、携帯用点字器や触覚手話などを中心に、墨字、拡大文字、音声通訳などを用いる。</p> <p>介助者、手話通訳者及び音声通訳者の配置に努める。</p> <p>補聴器や携帯用点字器など、日常生活用具の破損、紛失は、早期な修理、支給に努める。</p>

区 分	特 性	事 前 対 策	避難誘導における留意点	避難生活における留意点
身体障がい者	【言語障がい者】 自分の状況等を言葉で知らせることが困難。	災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておく。	円滑なコミュニケーションの確保に努める。	円滑なコミュニケーションの確保に努める。
	【肢体不自由者】 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所にする。 万一の際の支援を隣近所に依頼しておく。 車いすの空気圧等定期的に点検しておく。 車いすの通れる幅を常に確保しておく。 避難に備え、幅広いひも、担架、毛布などを用意しておく。	車いすやストレッチャー等の移動用具と援助者を確保し、移動用具がない場合、幅広いひもや毛布で作った応急担架で移動させる。	トイレに近い場所を確保する。 身体機能にあった安全なトイレを用意する。 車いす等の補装具や日常生活用具の破損、紛失に応じて修理、支給を行なう。

区 分	特 性	事 前 対 策	避難誘導における留意点	避難生活における留意点
身体障がい者	<p>【内部障がい者】</p> <p>自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。</p> <p>人工透析など医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要。</p>	<p>保健所及び関係機関と調整し、連携して誘導、搬送方法を決めておく。</p>	<p>常時使用する医療機器(機器によっては、電気、酸素ボンベが必要)を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く、医療機関へ誘導、搬送する。</p> <p>移動にあたっては、車いすやストレッチャー等の移動用具や援助者が必要。</p>	<p>人工透析患者を把握し、医療機関と連絡調整を図り、医療機関の受入体制を確保する。</p> <p>常時使用する医療機器(酸素ボンベ等)や薬を調達し、支給する。</p> <p>医療機関の協力を得て、巡回診療の手配に努める。</p>
知的障がい者	<p>自力で危険を判断し行動することが困難。</p> <p>急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。</p>	<p>万一の際の支援を隣近所に依頼しておく。</p>	<p>努めて冷静な態度で接し、わかりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させて一人にしないこと。</p> <p>不安から大声を発したり異常な行動をしても冷静に対応し、発作がある場合は主治医や最寄りの医療機関に相談する。</p> <p>日頃から服薬している薬があれば携帯する。</p>	<p>周囲とのコミュニケーションがとれないことで、トラブルの原因になったり、環境の激変で精神的に不安定になる場合を考慮し、間仕切りや個室の確保に努める。</p>

区 分	特 性	事 前 対 策	避難誘導における留意点	避難生活における留意点
精神障がい者	<p>災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。</p>	<p>病名や日頃服薬している薬のリストを作成しておく。</p> <p>かかりつけの医療機関と相談し、いざというときに支援を受けられる医療機関のリストを作成しておく。</p>	<p>努めて冷静な態度で接し、状況を簡単に説明して本人を安心させて一人にしないこと。</p> <p>不安から大声を発したり異常な行動をしても冷静に対応し、発作がある場合は主治医や最寄りの医療機関に相談する。</p> <p>日頃から服薬している薬があれば携帯する。</p>	<p>周囲とのコミュニケーションがとれないことで、トラブルの原因になったり、環境の激変で精神的に不安定になる場合を考慮し、間仕切りや個室の確保に努める。</p> <p>医療機関と連携し、服薬の継続に努める。</p>
自閉症等の発達障がい者	<p>他人とのコミュニケーションが困難。</p> <p>予定されたパターン以外の行動をとることが困難。</p> <p>極度の緊張でパニックを起こす可能性がある。</p> <p>自ら避難することは困難。</p>	<p>身の回り品や食べ物に特別なこだわりを持っている場合は、非常用持出袋に用意しておく。</p> <p>万一の際の支援を隣近所に依頼しておく。</p>	<p>努めて冷静な態度で接し、状況を簡単に説明して本人を安心させて一人にしないこと。</p> <p>不安から大声を発したりパニックをおこしても冷静に対応する。</p>	<p>周囲とのコミュニケーションがとれないことで、トラブルの原因になったり、環境の激変で精神的に不安定になる場合を考慮し、間仕切りや個室の確保に努める。</p>

区 分	特 性	事 前 対 策	避難誘導における留意点	避難生活における留意点
難病患者	<p>自力歩行や素早い避難行動が困難。</p> <p>医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要。</p>	<p>保健所及び関係機関と調整し、連携して誘導、搬送方法を決めておく。</p> <p>特別な支援を希望する難病患者を把握する必要がある。</p> <p>医薬品について、対応できる医療機関の情報等を把握する必要がある。</p>	<p>常時使用する医療機器(機器によっては、電気、酸素ボンベが必要)を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く、医療機関へ誘導、搬送する。</p> <p>移動にあたっては、車いすやストレッチャー等の移動用具や援助者が必要。</p>	<p>人工呼吸器装着者、定期的な服薬者を把握し、医療機関と連絡調整を図り、医療機関の受入体制を確保する。</p> <p>特殊な医療機器や医薬品等の確保。</p> <p>電力が不通となった場合、人工呼吸器装着者は特に緊急を要するため、電力確保を最優先する。</p>

区 分	特 性	事 前 対 策	避難誘導における留意点	避難生活における留意点
乳幼児 妊産婦	<p>【乳幼児】</p> <p>危険を判断し、行動する能力はない。</p>	<p>必要なものは、非常用持出袋に準備しておく。</p>	<p>常に保護者等を同行させ、一人にしない。</p> <p>乳幼児に同行している保護者等に対しても冷静な態度で接し、安心させるよう努める。</p>	<p>母親や家族の不安を和らげることに努める。</p> <p>遊ぶことができる環境や遊具を確保する。</p> <p>ミルクやおむつなどの必要物資を供給する。</p>
	<p>【妊産婦】</p> <p>行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。</p>	<p>必要なものは、非常用持出袋に準備しておく。</p>	<p>行動機能が低下しているため、必要であれば同行者をつける。</p> <p>冷静な態度で接し、安心させるよう努める。</p>	<p>過度に心配しないように周囲の声かけに努める。</p> <p>母子健康チェックのための受診をすすめる。</p> <p>腹圧のかかる作業は控えるよう配慮する。</p> <p>オムツ交換、授乳場所の確保。</p> <p>心身の安定を図るための場所の確保。(間仕切り、個室等)</p>

区 分	特 性	事 前 対 策	避難誘導における留意点	避難生活における留意点
外国人	一部の例を除いて日本語が十分理解できない場合が多い。	<p>HP やパンフレットによる避難方法等の周知。</p> <p>地域住民を含めた事前説明会の実施。</p> <p>語学ボランティアの育成。</p> <p>防災訓練への参加。</p>	<p>正確な情報の伝達。(多言語、やさしい日本語による情報提供)</p> <p>避難場所への正確な誘導。</p>	<p>語学ボランティアの派遣。</p> <p>宗教上の食事制限。</p> <p>生活習慣の違いのための個室の確保。</p>